

2028年(令和 10 年)第82回国民スポーツ大会

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会

設立総会・第1回総会



長野県 PR キャラクター「アルクマ」

©長野県アルクマ

行こう。それぞれの頂へ。



日時： 令和7年12月12日(金) 午後2時～

場所： 富士見町コミュニティ・プラザ 2階大会議室

目 次

■設立総会

○説明事項1

第 82 回国民スポーツ大会の概要について P1～P2

○説明事項2

第 82 回国民スポーツ大会富士見町開催予定競技について P3～P9

○説明事項3

これまでの準備経過と大会開催に向けたスケジュールについて P10～P11

【第 1 号議案】

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会設立趣意書(案) P12

【第 2 号議案】

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会会則(案) P13～P16

【第 3 号議案】

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会 委員・役員等(案) P17～P20

■第1回総会

【第1号議案】

信州やまなみ国スポ富士見町開催基本方針(案) P21

【第2号議案】

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会令和7年度事業計画(案) P22

【第3号議案】

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会令和7年度収支予算(案) P23

【第4号議案】

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会常任委員会への委任事項(案) P24

○報告事項1

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会事務局規程 P25～P28

設立総会

信州やまなみ国スポーツ富士見町実行委員会
設立総会 次第

1. 開会

2. 主催者あいさつ

3. 説明事項

- (1) 第82回国民スポーツ大会の概要について
- (2) 第82回国民スポーツ大会富士見町開催内定競技について
- (3) これまでの準備経過と大会開催に向けたスケジュールについて

4. 仮議長選出

5. 議事

- (1) 第1号議案 信州やまなみ国スポーツ富士見町実行委員会設立趣意書(案)
- (2) 第2号議案 信州やまなみ国スポーツ富士見町実行委員会会則(案)
- (3) 第3号議案 信州やまなみ国スポーツ富士見町実行委員会 委員・役員等(案)

第82回国民スポーツ大会の概要

1 大会概要

本大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする目的として毎年開催される国内最大のスポーツの祭典です。大会には「正式競技」をはじめ、「特別競技」「公開競技」「デモンストレーションスポーツ」が開催されます。

令和5年1月の改正スポーツ基本法の施行に伴い、令和6年度の第78回佐賀大会以降これまでの「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に名称が変更され、略称も「国体」から「国スポ(こくすぽ)」となりました。

2 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等(以下「競技団体」という。)及び会場地市町村を含めたものになります。

3 開催時期、期間

○ 本大会開催時期: 令和10年(2028年)10月1日(日)から11日(水)まで11日間

○ 富士見町開催競技の会期

自転車競技 ロード・レース

令和10年9月24日(日) ※会期前実施競技

デモンストレーションスポーツ ボッチャ

令和10年5月～7月のうち1日での開催

4 愛称・スローガン・マスコットキャラクター

○開催年度 令和10年(2028年)

○大会名称 第82回国民スポーツ大会

○愛称 「信州やまなみ国スポ」

○スローガン 「行こう。それぞれの頂へ。」

○マスコット アルクマ



長野県 PR キャラクター 「アルクマ」

©長野県アルクマ

○ロゴデザイン

行こう。それぞれの頂へ。



5 実施予定競技

第82回国民スポーツ大会における実施予定競技

区分	競技名
正式競技(37競技)	陸上競技 水泳 サッカー テニス ローライダーレース ホッケー ボクシング バレーボール 体操 バスケットボール レスリング セーリング ウエイトリフティング ハンドボール 自転車 ソフトテニス 卓球 軟式野球 相撲 フェンシング 柔道 ソフトボール バドミントン 弓道 ライフル射撃 剣道 ラグビーフットボール スポーツクライミング カヌー アーチェリー 空手道 銃剣道 クレー射撃 なぎなた ボウリング ゴルフ トライアスロン
特別競技(1競技)	高等学校野球 硬式及び軟式
公開競技(8競技)	綱引 ゲートボール 武術太極拳 パワーリフティング バウンドテニス エアロビック スポーツチャンバラ ダンススポーツ
デモンストレーションスポーツ	県内居住者を対象として実施する競技 県内20種目実施予定(R7.4.1現在) 富士見町ではボッチャを実施

信州やまなみ国スポーツ富士見町開催予定競技

令和7年12月12日現在

<正式競技>

No.	競技・種目名	種別	開催予定施設
1	自転車 ロード・レース	男子A(19歳以上) 男子B(17歳～18歳) 女子	富士見町特設ロード・レースコース

<デモンストレーションスポーツ>

No.	競技・種目名	開催予定施設
1	ボッチャ	富士見町町民センタ一体育室 他

第 82 回国民スポーツ大会競技会場地市町村

1 第 82 回国民スポーツ大会 正式競技

(1) 本大会

No.	競技・種目	種別	市町村	開催予定施設
1	陸上競技	全種別	松本市	長野県松本平広域公園陸上競技場
2	競泳	全種別	長野市	アクアウイング (長野運動公園総合運動場総合市民プール)
	飛込	全種別		
	水球	少年男子 女子		
	アーティスティック スイミング	少年女子		
	オープンウォーター スイミング	男子 女子	信濃町	野尻湖特設会場
3	サッカー	成年女子	長野市	長野Uスタジアム (南長野運動公園総合球技場)
		成年女子 少年女子		南長野運動公園フットボール場 (仮称)
		少年男子	松本市	サンプロアルワイン (長野県松本平広域公園総合球技場) 長野県松本平広域公園芝生グラウンド 長野県松本平広域公園球技場 松本市サッカー場
		少年女子	大町市	大町市運動公園サッカー場 大町市運動公園陸上競技場
		全種別	松本市	松本市浅間温泉庭球公園 長野県松本平広域公園庭球競技場
4	テニス	全種別	下諏訪町	下諏訪ローライニングパーク
6	ホッケー	全種別	駒ヶ根市	馬住ヶ原運動場
		全種別	飯島町	柏木運動場
7	ボクシング	成年男子 少年男子 女子	東御市	東御中央公園第一体育館
8	バレー ボール	成年男子	大町市	大町市運動公園総合体育館
		成年女子	安曇野市	A N C アリーナ (安曇野市総合体育館)
		少年男子 少年女子	松本市	エア・ウォーターアリーナ松本 (松本市総合体育館)
		少年男子 少年女子	高森町	高森町ビーチバレーボール場 (仮称)
9	体操	競技	長野市	ホワイトリング (真島総合スポーツアリーナ)
		新体操	千曲市	ことぶきアリーナ千曲 (更埴体育館)
		トランポリン	須坂市	須坂市北部体育館
10	バスケットボール	全種別	長野市	ホワイトリング (真島総合スポーツアリーナ) 長野運動公園総合運動場総合体育館 南長野運動公園総合運動場体育館
11	レスリング	成年男子 少年男子 女子	小諸市	小諸市総合体育館
12	セーリング	全種別	諏訪市	諏訪市特設セーリング会場

No.	競技・種目		種別	市町村	開催予定施設
13	ウェイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	安曇野市	安曇野市穂高総合体育館
14	ハンドボール		全種別	千曲市	ことぶきアリーナ千曲（更埴体育館） 戸倉体育館 千曲市立戸倉上山田中学校体育館
	成年女子	東御市	東御中央公園第一体育館		
	少年男子	上田市	上田市自然運動公園総合体育館		
15	自転車	トラック・レース	男子A 男子B 女子	松本市	松本市美鈴湖自転車競技場
		ロード・レース	男子A 男子B 女子	富士見町	富士見町特設自転車ロード・レースコース
16	ソフトテニス		全種別	上田市	上田市新設テニスコート
17	卓球		全種別	岡谷市	スワンドーム（岡谷市民総合体育館）
18	軟式野球		成年男子	松本市	セキスイハイム松本スタジアム（松本市野球場） 信州グリーンローズスタジアム四賀 (松本市四賀球場)
				上田市	長野県営上田野球場
				諏訪市	しんきん諏訪湖スタジアム (諏訪市諏訪湖スタジアム)
				茅野市	茅野市運動公園野球場
				佐久市	佐久総合運動公園野球場
19	相撲		成年男子 少年男子	木曽町	木曽町相撲場
20	フェンシング		全種別	箕輪町	箕輪町町民体育館 箕輪町社会体育館
21	柔道		成年男子 少年男子 女子	佐久市	長野県立武道館
22	ソフトボール		全種別	伊那市	伊那ニッパツスタジアム（伊那スタジアム） 伊那ニッパツ野球場（伊那市営野球場） 美すずスポーツ公園運動場 富士塚スポーツ公園運動場 高遠スポーツ公園総合運動場 長谷総合グラウンド
23	バドミントン		全種別	塩尻市	ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）
24	弓道		全種別	飯田市	長野県飯田運動公園弓道場
25	ライフル射撃	CP	成年男子	長野市	長野県警察学校射撃場
		50m、AP	成年男子 成年女子	福井県 福井市	福井県立ライフル射撃場
		10m	全種別		
		BR、BP	少年男子 少年女子		セーレン・ドリームアリーナ（福井県営体育館）
26	剣道		全種別	中野市	中野市民体育館
27	ラグビー フットボール	15人制	少年男子	上田市	アンダーアーマー菅平サニアパーク (上田市菅平高原スポーツランド)
		7人制	成年男子 女子		
28	スポーツクライミング		全種別	大町市	旧長野県大町北高等学校跡地特設スポーツクライミング会場

No.	競技・種目		種別	市町村	開催予定施設
29	カヌー	スプリント	全種別	飯山市	北竜湖特設カヌースプリント会場
		スラローム	成年男子 成年女子	高森町	高森町新設カヌー競技場
		ワイルドウォーター			
30	アーチェリー		全種別	佐久市	佐久総合運動公園陸上競技場
31	空手道		全種別	佐久市	長野県立武道館
32	銃剣道		成年男子 少年男子	塩尻市	ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）
33	クレー射撃		成年	辰野町	長野県営総合射撃場
34	なぎなた		成年女子 少年女子	松本市	エア・ウォーターアリーナ松本 (松本市総合体育館)
35	ボウリング		全種別	長野市	ヤングファラオ
36	ゴルフ		成年男子 少年男子 女子	軽井沢町	軽井沢 7 2 ゴルフ
37	トライアスロン		成年男子 成年女子	岡谷市 諏訪市 下諏訪町	諏訪湖特設トライアスロン会場

(2) 冬季大会

No.	競技・種目		種別	市町村	開催予定施設
1	スキー	ジャイアントスラローム	全種別	飯山市	戸狩温泉スキー場
		スペシャルジャンプ	成年男子 少年男子		市営飯山シャンツェ
		コンバインド	成年男子 少年男子		市営飯山シャンツェ 長峰クロスカントリースキーコース
		クロスカントリー	全種別		長峰クロスカントリースキーコース
2	スケート	スピードスケート	全種別	長野市	エムウェーブ (長野市オリンピック記念アリーナ)
		フィギュアスケート	全種別		ビッグハット (長野市若里多目的スポーツアリーナ)
		ショートトラック	全種別	南牧村	帝産アイススケートトレーニングセンター
3	アイスホッケー		成年男子 少年男子	岡谷市	やまびこスケートの森アイスアリーナ (岡谷市やまびこアリーナ)
			軽井沢町	軽井沢風越公園アイスアリーナ	

2 第82回国民スポーツ大会 公開競技

No.	競技	種別	市町村	開催予定施設
1	綱引	全種別	岡谷市	スワンドーム（岡谷市民総合体育館）
2	ゲートボール	全種別	松本市	松本市かりがねサッカー場
3	武術太極拳	全種別	佐久市	長野県立武道館
4	パワーリフティング	全種別	白馬村	白馬村多目的研修集会施設
5	バウンドテニス	全種別	軽井沢町	軽井沢風越公園総合体育館
6	エアロビック	全種別	松本市	エア・ウォーターアリーナ松本（松本市総合体育館）
7	スポーツチャンバラ	全種別	山ノ内町	山ノ内町立山ノ内中学校体育館
8	ダンススポーツ	全種別	安曇野市	ANCアリーナ（安曇野市総合体育館）

3 第82回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ

No.	競技	市町村	開催予定施設
1	マレットゴルフ	池田町	池田町アルプス広場マレットゴルフ場
2	少林寺拳法	佐久市	長野県立武道館
3	スポーツウェルネス吹矢	塩尻市	ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）
4	チャレンジフェスティバル	阿智村	阿智村立阿智中学校体育館
5	スマートフェンシング	箕輪町	箕輪町市民体育館
6	森林セラピー	松川町	松川町 およびの森周辺
7	スポーツフェスティバル	宮田村	宮田村屋内運動場 他村内 20 施設
8	テコンドー	安曇野市	ANCアリーナ（安曇野市総合体育館）
9	囲碁ボール	飯島町	飯島町 飯島体育館
10	駆伝	伊那市	伊那市陸上競技場
11	木ヅリ	長野市	長野市 づなっち広場
12	フロアホッケー	長野市	ホワイトリング（真島総合スポーツアリーナ）
13	ボルダリング	小布施町	OBUSE OPEN OASIS (小布施総合公園スポーツコミュニティセンター)
14	カーリング	御代田町	カーリングホールみよた
15	日本拳法	筑北村	筑北村本城体育館
16	飯綱町スポーツレクリエーション	飯綱町	飯綱町ふれあいパーク
17	ボッチャ	富士見町	富士見町市民センター
18	バイアスロン	白馬村	スノーハーパー（白馬クロスカントリー競技場）
19	ヒップホップダンス	白馬村	白馬村 ウイング21アリーナ
20	ニュースポーツイベント	山形村	山形村農業者トレーニングセンター 山形村ふれあいドーム 他

4 第82回国民スポーツ大会 特別競技

競技・種目		市町村	開催予定施設
高等学校野球	硬式	長野市	長野オリンピックスタジアム（南長野運動公園総合運動場野球場）
	軟式	飯田市	綿半飯田野球場（長野県飯田運動公園野球場）

出典：信州やまなみ国スポ公式HP「競技会場地市町村の選定について」

信州やまなみ国スポ 競技会場地市町村

正式 国スポ 正式競技(本大会)

冬季 国スポ 正式競技(冬季大会)

公開 国スポ 公開競技

特別 国スポ 特別競技

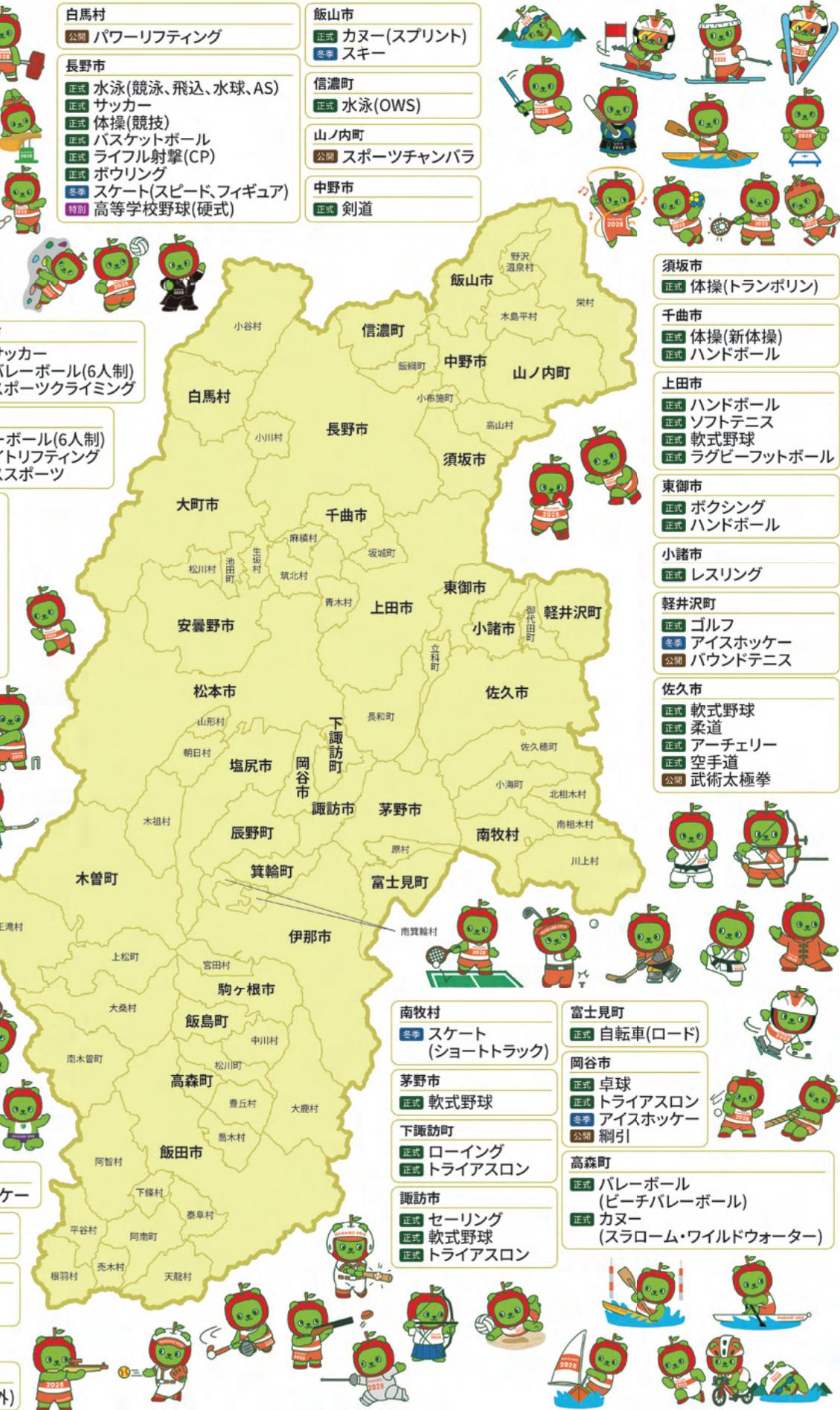
(2025年4月現在)



白馬村	公開 パワーリフティング
長野市	正式 水泳(競泳、飛込、水球、AS) 正式 サッカー 正式 体操(競技) 正式 バスケットボール 正式 ライフル射撃(CP) 正式 ボウリング 冬季 スケート(スピード、フィギュア) 特別 高等学校野球(硬式)
大町市	正式 サッカー 正式 バレーボール(6人制) 正式 スポーツクライミング
安曇野市	正式 バレーボール(6人制) 正式 ウエイトリフティング 公開 ダンススポーツ
総合 開・閉会式	

松本市	正式 陸上競技 正式 サッカー 正式 テニス 正式 バレーボール(6人制) 正式 自転車(トラック) 正式 軟式野球 正式 なぎなた 公開 ゲートボール 公開 エアロビック
塩尻市	正式 バドミントン 正式 銃剣道

木曾町	正式 相撲
辰野町	正式 クレー射撃
箕輪町	正式 フェンシング
駒ヶ根市	正式 ホッケー
飯島町	正式 ホッケー
伊那市	正式 ソフトボール
飯田市	正式 弓道 特別 高等学校野球(軟式)
〈県外開催〉福井県福井市	正式 ライフル射撃(CP以外)



これまでの準備経緯

年	月	内 容
平成 29 年	2 月	長野県議会の知事議案説明において、「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を 2027 年に長野県に誘致するべく取り組む」ことを表明
	5 月	長野県知事、長野県教育長、(公財)長野県体育協会専務理事、(公財)長野県障害者スポーツ協会常務理事が文部科学大臣あてに、第 82 回国民体育大会(本大会及び冬季大会)及び第 27 回全国障害者スポーツ大会開催要望書を提出
	5 月	長野県知事、長野県教育長、(公財)長野県体育協会専務理事、(公財)日本体育協会会長あてに、第 82 回国民体育大会(本大会及び冬季大会)開催要望書を提出
	7 月	(公財)日本体育協会理事会において、長野県を 2027 年開催の第 82 回国民体育大会(本大会及び冬季大会)の開催申請書提出県として了承(開催内々定)
	12 月	第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会総会・第 1 回総会を開催
平成 30 年	11 月	第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会・第 2 回総会を開催
	12 月	長野県から富士見町での開催検討の依頼(自転車競技 ロード・レース)
令和元年	6 月	競技会場地市町村第 2 次選定において自転車競技(ロード・レース)の開催地として富士見町が選定
	7 月	長野県準備委員会から競技会場地の内定通知(自転車競技:ロード・レース)
令和 2 年	10 月	(公財)日本スポーツ協会から長野県を令和 10 年(2028 年)開催の第 82 回国民スポーツ大会(本大会及び冬季大会)の開催申請書提出県として決定(1 年延期し令和 10 年開催に変更)
	12 月	長野県準備委員会が名称を「第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」から「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」に改称
令和 4 年	9 月	中央競技団体(公益財団法人 日本自転車競技連盟)の正規視察
令和 5 年	7 月	(公財)日本スポーツ協会の理事会において、第 82 回国民スポーツ大会(本大会・冬季大会)の開催地として長野県が内定
令和 6 年	9 月	先催県視察 滋賀県東近江市(リハーサル大会:自転車競技 ロード・レース)
令和 7 年	7 月	(公財)日本スポーツ協会の理事会において、第 82 回国民スポーツ大会(本大会・冬季大会)の開催地として長野県が正式決定
	9 月	先催県視察 滋賀県東近江市(本大会:自転車競技 ロード・レース)
	10 月	先催県視察 青森県階上町(リハーサル大会:自転車競技 ロード・レース)

信州やまなみ国スポ開催までのスケジュール

年 度	主要行事	県準備組織	町準備組織	町
令和 7 年度 (2025 年) 【3 年前】 〈 滋賀県 〉	会場地総合視察 (日ス協・文科省) 開催決定・会期決定	県実行委員会設立	実行委員会設立 ○総会 ○常任委員会 ※随時開催	国民スポーツ大会 準備室の設置
令和 8 年度 (2026 年) 【2 年前】 〈 青森県 〉				庁内実施本部 設置
令和 9 年度 (2027 年) 【1 年前】 〈 宮崎県 〉				
令和 10 年度 (2028 年) 【開催年】 〈 長野県 〉				
国民スポーツ大会 リハーサル大会				
第 82 回国民スポーツ大会 開催				
			解散総会	

信州やまなみ国スポーツ富士見町実行委員会設立趣意書(案)

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにする目的として開催されます。

長野県においては、昭和53年に「日本の屋根に手をつなぐ」をスローガンに第33回「やまびこ国体」が開催されました。その成功は県民に自信と誇りをもたらし、本県のスポーツ振興の大きな礎となるとともに、スポーツの感動を世界に発信した長野オリンピック大会の原動力にもなりました。

このような中で、令和10年度に長野県で開催される第82回国民スポーツ大会において、富士見町で正式競技として「自転車競技(ロード・レース)」、デモンストレーションスポーツとして「ボッチャ」がそれぞれ開催されることは、富士見町のスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツを通じた交流人口の増進が図られ、大会実施後も自転車やボッチャを通して町の活性化につながるものと期待しています。

また、ハケ岳や南アルプスに囲まれた豊かな自然、歴史や伝統に培われた文化など富士見町の魅力を伝える絶好の機会もあります。

このような意義ある大会を成功に導くために、町民、各種関係団体及び行政機関からなる「信州やまなみ国スポーツ富士見町実行委員会」を設立し、富士見町民の総力を結集して、所期の目的を達成しようとするものです。

令和7年12月12日

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会会則(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第82回国民スポーツ大会において、富士見町で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 競技会開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会開催に必要な施設・設備の整備に関すること。
- (4) 競技会開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他競技会を開催するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 富士見町を代表する者
- (2) 富士見町議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) 町関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長5名以内
- (3) 常任委員20名以内
- (4) 監事2名以内

(役員の選任)

第6条 実行委員会の会長は、富士見町長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員等」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催の基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

6 総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

7 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

9 第5項の規定にかかわらず、会長は必要があると認めるときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又はかけたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

(3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第7項の規定は、常任委員会において準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等についても準用する。この場合において、これらの規定中「委員等」とあるのは、「常任委員」と読み替えるものとする。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

2 実行委員会の収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日 に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときには、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、富士見町に帰属するものとする。

附 則

1 この会則は、令和7年12月12日から施行する。

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和8年3月31日までとする。

信州やまなみ国スポーツ富士見町実行委員会 役員・委員名簿(案)

(順不同・敬称略)

【会長】

No.	選出区分	機関・団体名	団体等役職	氏名
1	町	富士見町	町長	渡辺 葉

【副会長】

No.	選出区分	機関・団体名	団体等役職	氏名
1	町	富士見町	副町長	伊藤 一成
2	町	富士見町教育委員会	教育長	矢島 俊樹
3	町議会	富士見町議会	議長	小倉 裕子
4	スポーツ	富士見町スポーツ協会	会長	葛城 光一
5	スポーツ	富士見町スポーツ推進委員会	会長	細川 強

【常任委員】

No.	選出区分	機関・団体名	団体等役職	氏名
1	学校・教育	南諏校長会	会長	植松 航一朗
2	スポーツ	長野県自転車競技連盟	会長	耳塚 喜門
3	スポーツ	長野県ボッチャ協会	副会長	山田 智子
4	宿泊・観光	富士見町観光協会	副会長	和田 正生
5	宿泊・観光	富士見町観光協会	副会長	小平 淳
6	輸送・交通	諏訪地区タクシー事業協同組合	理事長	山谷 恭博
7	輸送・交通	長野県バス協会	南信地区担当	畠 政城
8	産業・経済	富士見町商工会	会長	西村 章
9	医療・福祉	富士見町社会福祉協議会	会長	森山 誠
10	医療・福祉	諏訪郡医師会	副会長	當銘 利章
11	警備・消防	諏訪広域消防富士見消防署	署長	原 一岳
12	警備・消防	茅野警察署富士見町交番	所長	西澤 政樹
13	町	総務課	課長	小林 裕樹
14	町	財務課	課長	三井 信英
15	町	産業課	課長	小池 昭彦
16	町	建設課	課長	小松 宏

【監 事】

No.	選出区分	機関・団体名	団体等役職	氏 名
1	町	富士見町監査委員	代表監査員	里見 孝明
2	町	富士見町	会計室長	小林 宏充

【委 員】

No.	選出区分	機関・団体名	団体等役職	氏 名
1	スポーツ	富士見町スポーツ協会	専務理事	小林 初美
2	スポーツ	富士見町地域スポーツクラブ	会長	平出 光
3	スポーツ	富士見町スポーツ少年団	本部長	植松 高光
4	スポーツ	諏訪八ヶ岳マウンテンバイク協会	代表	津田 賀央
5	学校・教育	長野県富士見高校	校長	山岡 淳一
6	学校・教育	町PTA連合会	会長	藤森 真人
7	学校・教育	長野県高等学校体育連盟 自転車専門部	専門部長	野本 裕之
8	産業・経済	JA信州諏訪富士見町中央支所	地区統括所長	牛山 洋一郎
9	警備・消防	茅野警察署	署長	清水 正志
10	警備・消防	諏訪広域消防本部	消防長	上原 昭司
11	警備・消防	富士見町消防団	団長	小林 等
12	警備・消防	茅野交通安全協会富士見支部	支部長	小池 知笑
13	宿泊・観光	富士見高原リゾート	取締役	窪田 英彦
14	宿泊・観光	富士見パノラマリゾート	常務理事	雨宮 和彦
15	医療・福祉	富士見高原病院	院長	矢代 泰章
16	輸送・交通	東日本旅客鉄道(株)	駅長	青柳 靖決
17	通信	日本郵便(株)富士見郵便局	局長	鎌倉 信也
18	行政関係	長野県諏訪地域振興局	局長	竹花 顕宏
19	行政関係	長野県諏訪建設事務所	所長	木下 英樹
20	行政関係	長野県諏訪保健福祉事務所	所長	小林 良清
21	町	住民福祉課	課長	水野 瀬一
22	町	子ども課	課長	金井 真由美
23	町	上下水道課	課長	三井 隆広
24	町	議会事務局	事務局長	名取 俊典
25	社会・市民団体	富士見町区長会	富士見地区会長	塩崎 和彦
26	社会・市民団体	富士見町区長会	本郷地区会長	平出 光
27	社会・市民団体	富士見町区長会	落合地区会長	窪田 茂
28	社会・市民団体	富士見町区長会	境地区会長	小林 司

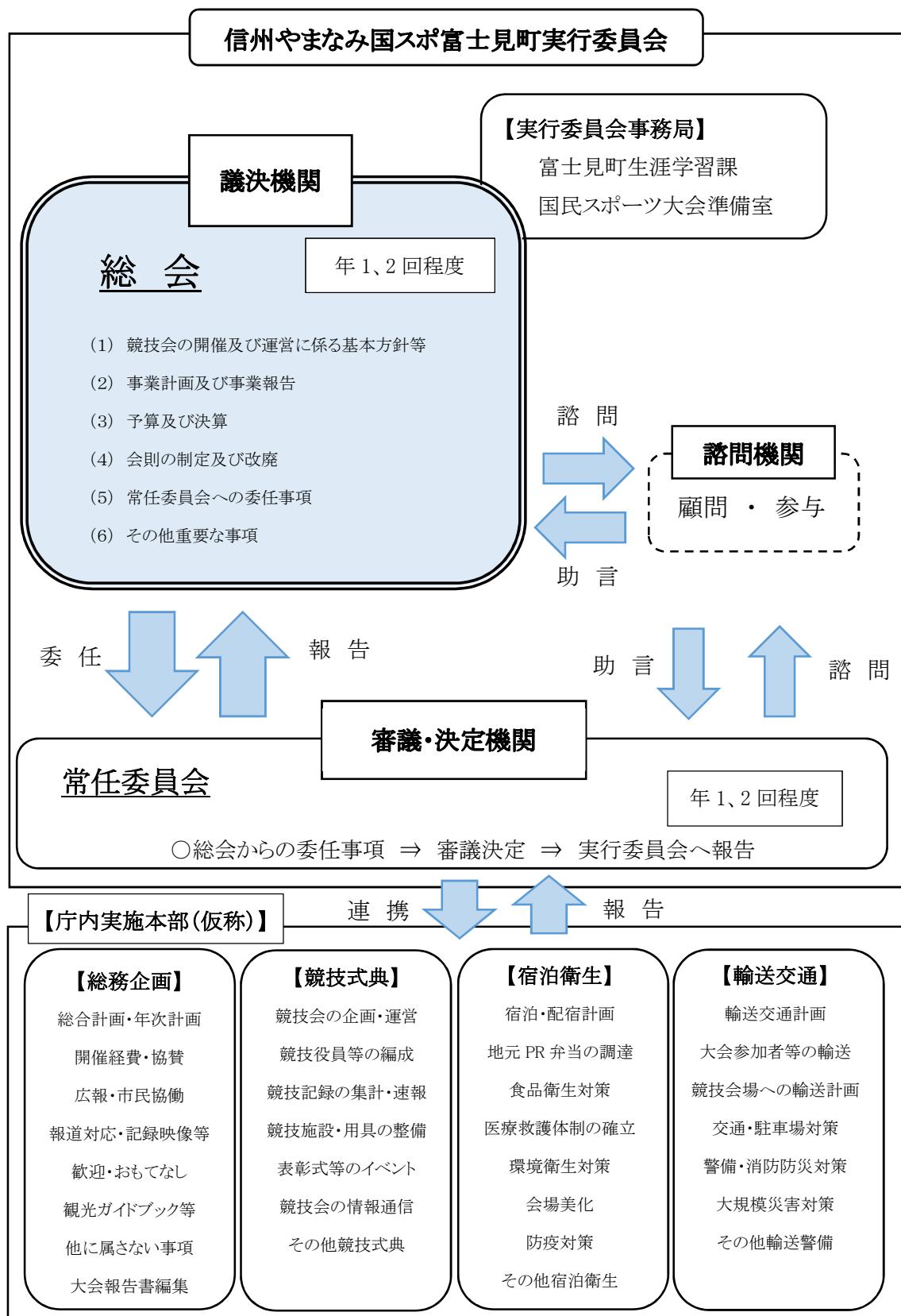
【顧問】

No.	選出区分	機関・団体名	団体等役職	氏名
1	県議会	長野県議会	議員	小池 久長
2	町議会	富士見町議会	副議長	牛山 吉彦
3	町議会	富士見町議会	議員	五味 仙一
4	町議会	富士見町議会	議員	矢島 尚
5	町議会	富士見町議会	議員	織田 昭雄
6	町議会	富士見町議会	議員	名取 久仁春
7	町議会	富士見町議会	議員	佐久 祐司
8	町議会	富士見町議会	議員	西 明子
9	町議会	富士見町議会	議員	山口 肇
10	町議会	富士見町議会	議員	川合 弘人
11	町議会	富士見町議会	議員	高見 春香
12	町教育委員会	富士見町教育委員会	職務代理	小林 俊一
13	町教育委員会	富士見町教育委員会	委員	名取 美好
14	町教育委員会	富士見町教育委員会	委員	内村 まゆみ

【参与】

No.	選出区分	機関・団体名	団体等役職	氏名
1	報道	信濃毎日新聞 諏訪支社	支社長	高森 元子
2	報道	(株)長野日報社	代表取締役社長	村上 智仙
3	報道	エルシーブイ(株)	代表取締役社長	常木 真次

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会組織図



第 1 回 総 会

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会
第1回総会 次第

1. 開会

2. 議事

- (1) 第1号議案 信州やまなみ国スポ富士見町開催基本方針(案)
- (2) 第2号議案 信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会令和7年度事業計画(案)
- (3) 第3号議案 信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会令和7年度収支予算(案)
- (4) 第4号議案 信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会常任委員会への委任事項(案)

3. 報告事項

- (1) 信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会事務局規程

信州やまなみ国スポ富士見町開催基本方針(案)

1 基本方針

富士見町では、「世界に展かれた高原の文化都市」を町の将来像として定め、本町の進むべき方向性を示す羅針盤として長い間親しまれてきました。富士見町民憲章の精神にのつとり、富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原に位置するまちの特徴を活かし、自然と共に共生し、健康で、教養や文化があり、産業が発展する、住みよいまちの実現を目指しています。

こうした中で開催される信州やまなみ国スポ(第82回国民スポーツ大会)は、単なるスポーツの祭典やスポーツ振興として側面だけでなく、本町の魅力を全国に発信する絶好の機会でもあります。

大会の開催にあたっては、全町民がそれぞれの立場において、「する」「みる」「ささえる」といった形で大会に参加することにより、スポーツに親しむ機会を増やすとともに、本町を訪れる大会関係者や来訪者を温かいおもてなしの心でお迎えし、本町の魅力を全国に発信することで関係人口を増やし、本町が目指す「住み続けたい、住んでみたい、帰りたくなるまち」の実現に繋がる大会を目指します。

2 実施目標

(1) スポーツの持つ力を活用した地域活性化を推進する大会

信州やまなみ国スポを一過性のスポーツイベントで終わらせず、大会を契機に町民が自発的にスポーツ活動に参加する機運の醸成や、スポーツを通じた人々の交流促進、企業・団体・ボランティア等との連携・協働の促進、スポーツツーリズムの推進等を一体的に進め、大会以降も地域が活力に満ちた姿を持続できる大会を目指します。

(2) 富士見町の魅力を全国に発信する大会

本町を訪れる全ての方々を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、本町の豊かな自然や歴史・文化、特産品などの魅力ある地域資源を来訪者に発信することで、また本町を訪れたいという気持ちを喚起し、地域ブランドの向上につながる大会を目指します。

(3) 多様性を尊重した生涯スポーツの推進につなげる大会

信州やまなみ国スポの開催を契機として、町民のスポーツへの関心を高め、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人がスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」といった形で日常的にスポーツを楽しみ、共感し合えるような新しいスポーツ文化の定着につなげる大会を目指します。

(4)『自転車の町ふじみ』につながる大会

信州やまなみ国スポの大会実施を契機に、自転車を活用した町づくりを推し進め、新たな観光資源を発掘することで町が持つ魅力を町内外に発信し、新たなブランドの確立を目指していきます。

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会 令和7年度事業計画(案)

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会令和7年度事業計画を次のとおりとし、円滑な準備業務に努める。

1. 会議の開催

(1) 総会

設立総会・第1回総会

12月12日(金) 午後2時から 富士見町町コミュニティ・プラザ2階大会議室

※第1回常任委員会 令和8年度(4月頃)実施予定

2. 先催地の準備・開催状況の調査及び研究

3. 開催実行業務の推進

(1) 各種基本計画の策定及び要項作成

(2) 長野県からの各種調査への対応、回答

(3) その他競技大会の開催準備に係る事項の推進

4. 関係機関及び競技団体との連絡調整

(1) 長野県実行委員会との連絡調整

・県実行委員会市町村連絡会議、各種担当者会議など

(2) 各競技団体との連絡調整

・各競技協会との打ち合わせ

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会
令和7年度収支予算(案)

収入 (単位:千円)

科 目	金 額	備 考
1. 町負担金	810	富士見町負担金
合 計	810	

支 出

科 目	金 額	備 考
1. 総務費	294	
事務費	294	事務消耗品・印刷製本費・郵便料等
2. 開催推進費	516	
広報・町民運動推進費	516	チラシ印刷・横断幕作成等
合 計	810	

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会常任委員会への委任事項(案)

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会会則第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること。
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び町民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会会則(以下「会則」という。)

第14条第2項の規定に基づき、信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会(以下「実行委員会」という。)の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 実行委員会の事務局(以下「事務局」という。)は、富士見町教育委員会生涯学習課に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局員

2 事務局の職員は、別表2に掲げる富士見町職員をもって充てる。

3 事務局の職員は、信州やまなみ国スポ富士見町実行委員会会長(以下「会長」という。)が任免する。

4 会長は、特に必要があると認めたときは、富士見町職員以外の者を事務局の職員として置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括するものとし、会長が民法(明治29年法律第89号)第108条に規定する双方代理の禁止規定に抵触する契約を締結しようとするときは、その職務を委任する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。また事務局長の命を受け、事務局の事務の総括に当たる。

3 事務局員は、上司の命を受け、事務を処理する。

(服務)

第6条 職員の服務については、職員服務規程(昭和39年富士見町訓令第4号)の例による。

第2章 決裁

(会長の権限に属する事項)

第7条 会長の権限に属する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総会の招集に關すること。
- (2) 総会に付すべき事項に關すること。
- (3) 実行委員会の委員及び役員(以下「委員等」という)の委嘱等に關すること。

- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営について特に重要と認められる事項に関すること。

(専決事項等)

第8条 事務局長及び事務局次長の専決事項は、富士見町事務処理規程(昭和39年訓令第1号)を準用する。この場合において、副町長及び課長の区分は事務局長の決裁事項とし、それ以外の区分は事務局次長の専決事項とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例と認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

- 2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。
- 3 前2項の規定により代決した事項については、速やかに会長及び事務局長に報告しなければならない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されたもの又は定例若しくは軽易なものについては、この限りでない。

第3章 文書取扱

(文書の記号及び番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

- 2 文書の記号は「富国ス実」とする。
- 3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(文書の保存)

第11条 事務の処理が完結した文書は、事務局において編集し、富士見町文書取扱規程(昭和44年訓令第2号)を準用し、保存しなければならない。

- 2 会則第19条の規定により実行委員会が解散したときは、保存する文書を富士見町へ引き継ぐものとする。

第4章 公印

(公印)

第12条 実行委員会の公印は、別表3のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第13条 この章の定めるもののほか、公印の取り扱いについて、富士見町公印規則(昭和39年規則第8号)の例による。

第5章 財務

(旅費等)

第14条 職員がその職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額については、原則として富士見町職員の旅費に関する条例(昭和34年富士見町条例第10号)の例による。

(費用弁償)

第15条 実行委員会の委員等が会務のために旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、実行委員会の会議の出席に要する経費については、この限りでない。

2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法については、前条第2項の例による。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第16条第2項の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(出納閉鎖)

第19条 毎会計年度の出納は、当該年度の3月末日をもって閉鎖する。

(金融機関の指定)

第20条 現金の出納は、事務局長が指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第21条 この章に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、富士見町財務規則(平成元年富士見町規則第10号)を準用する。

第6章 補則

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営について必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

1 この規程は、令和7年12月12日から施行する。

別表 1(第 3 条関係)

- | |
|----------------------------------|
| (1) 事務局の組織、人事、服務等に関すること。 |
| (2) 総会及び専門委員会の事務に関すること。 |
| (3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。 |
| (4) 実行委員会の予算及び決算に関すること。 |
| (5) その他、実行委員会の運営に関する必要な事項に関すること。 |

別表 2(第 4 条関係)

職名	充てる職
事務局長	富士見町生涯学習課長
事務局次長	富士見町生涯学習課国民スポーツ大会準備室長
事務局職員	富士見町生涯学習課国民スポーツ大会準備室員

別表 3(第 12 条関係)

公印の種類	ひな型	寸法	書体
会長之印	員見国信 会町ス州 会実ボや 長行富ま 印委士な み	正方形 24mm×24mm	てん書体